

市・都民税、所得税の申告受付が始まります

受付期間は2月16日(木)～3月15日(水)

今年も市・都民税の申告と所得税の確定申告の時期が近づいてきました。例年、申告期限の間近になると窓口が大変混雑しますので、申告は早めにお願ひします。また、税制改正による変更点がありますので、詳しくは6・7面をご覧ください。

(市民税課・日野税務署)

市・都民税

申告は市役所市民税課へ

個人の所得にかかる税金には、国へ納める所得税、都に納める都民税、市に納める市民税があります。このうち、市民税と都民税を合わせたものを「市・都民税(または住民税)」といいます。

所得税の確定申告をしなくてもよい方で、市・都民税の申告をする必要がある場合がありますので、ご注意ください。

- 市・都民税の申告が必要な方
(1)平成18年1月1日現在、日野市に住んでいて、次のいずれかに該当する方
①営業等・農業・不動産所得などがあるが、所得税の確定申告を必要としない方
②勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
③給与を2力以上から受けている方で、所得税の確定申告を必要としない方
④給与と所得のある方で、給与所得以外の所得が20万円を超えない方
⑤公的年金の受給者で、所得税の確定申告を必要としない方
⑥他の市区町村に住んでいる方の扶養親族になっている方(1人住まいの学生・高齢の方など)
⑦昨年中に所得がなかった方のうち、年末調整・所得の申告で

同居の方の扶養親族になっていない方で、国民健康保険に加入している方、公営住宅に入居の方などで非課税証明書が必要になる方

(2)日野市に住んでいないが、平成18年1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷(単身赴任中の方など)を所有している方

●市・都民税の申告をしなくてよい方

- (1)所得税の確定申告をする方(確定申告は、市・都民税の申告を兼ねています)
(2)勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
(3)年末調整・所得の申告で、同居の方の扶養親族になっている方のうち、所得が35万円以下の方
(4)昨年中に所得がなかった方で、「市・都民税の申告が必要な方」に該当しない方
- 申告相談・受付
市・都民税の申告相談・受付日程は、下表のとおりです。
七生支所・豊田駅連絡所でも完全に記入済みの市・都民税申告書はお預かりします(土曜・日曜日、祝日を除く)が、税専門の職員がいいため、申告相談はできませんのでご了承ください。
- 申告書は、郵送でも受け付け

●市・都民税の申告相談・受付日程

日 程	時 間	会 場
2月16日(木)～3月15日(水) ※土曜・日曜日を除く	午前8時45分～午後5時	市役所1階101会議室
2月22日(水)～24日(金)	午前9時～11時30分、午後1時～4時30分	七生公会堂

※七生公会堂は駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮を

ます。申告書に必要な事項を記入し、必要書類を同封のうえ、〒191-8686日野市役所市民税課へ。

●申告に必要なもの

- (1)市・都民税申告書(申告書が送られている方は、その用紙)
(2)平成17年中の所得(収入)に関する書類
①給与と所得の方は、源泉徴収票か給与明細書
②年金所得の方は、年金の源泉徴収票
③給与・年金以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿や領収書など
(3)平成17年中の控除に関する書類
①国民健康保険・介護保険・国民年金などの社会保険料を支払った方は、その支払い済み額の分かる書類
国民年金保険料等(国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金)について社会保険料控除の適用を受けるには、その支払いをした旨を証する書類を添付等する必要があります
②生命保険料・個人年金保険料・損害保険料を支払った方は、その支払証明書
③医療費控除を受ける方は、医療費の領収書
④障害者控除を受ける方は、身

体障害者手帳など

- ⑤そのほか控除に必要な書類
社会保険料などで、給与所得の源泉徴収票に記載されている分については、必要ありません
(4)印鑑(認め印で可)

●申告書の配布

市・都民税申告書は、市役所1階市民税課、七生支所、豊田駅連絡所にあります。なお、必要な方には郵送しますので、市民税課へご連絡ください。

●平成18年度市・都民税の主な改正点

- 1 定率減税の縮減
2 均等割の生計同一の妻に對

所得税

確定申告は日野税務署へ

平成17年分の確定申告書の提出及び納税の期限は、所得税及び贈与税は3月15日(水)、個人事業者の消費税・地方消費税は3月31日(金)です。

●申告書は自分で記入し、提出はお早めに

税務署では確定申告書の自書申告と早期提出を推進しています。3月に入りますと、大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。なお、申告書は郵送等でも提出できます。

●パソコンで確定申告書の作成ができます

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。さらに印刷した確定申告書は、そのまま税務署に提出することができます。また、e-TAX(インターネット・<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご利用いただくと国税

- する非課税措置の廃止
3 国民年金の保険料等に係る社会保険料控除の書類の添付義務
(1・3は課税される方全般に関する改正点)

- 4 老年者控除の廃止
5 公的年金等控除の改正
6 65歳以上の方に適用される非課税措置の廃止
(4・6は主に高齢の方に関する改正点)

詳しくは6・7面をご覧ください

問合せ先 市民税課

庁ホームページで作成した申告書データに電子署名をして、そのまま送信(提出)することができま

す。なお、譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡所得のある方など、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。

税の質問にコンピュータが24時間お答えするタックスアンサー(<http://www.taxanswer.nta.go.jp>)もご利用ください。

●2月19日(日)・26日(日)は申告を受け付けます

日野税務署では、両日に確定申告書作成のアドバイスと申告書の受付を行います。

なお、国税の領収は行っていないので、振替納税制度をご利用いただくか、ご自分で納付書に金額を記入のうえ、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。
2月19日・26日以外の土曜・日曜日、祝日は、業務を行って

ませんので、ご注意ください。
●納税は口座振替をご利用ください

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替をご利用ください。

新規に口座振替を利用する方は、所得税は3月15日(水)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(金)までに手続きしてください。

平成17年分の振替日は、申告所得税が4月20日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税が4月27日(木)です。

手続きは、東京国税局ホームページ(<http://www.tokyo.nta.go.jp>)をご覧ください。税務署管理部門へお問い合わせください。

●還付金の受け取りは口座振り込みをご利用ください

還付申告をされる方は、確定申告書に本人名義の口座(金融機関名・預金の種類・口座番号等)を忘れずに記入ください。申告書は、機械で読み取りますので、枠内に丁寧に書きください

問合せ先 日野税務署
(☎585・5661)

所得税の決算及び確定申告無料相談会(個人事業主を対象に「日時」2月16日(木)～3月15日(水)午前9時～正午、午後1時～4時 土曜・日曜日を除く。受付は午後3時45分まで「会場」日野市商工会館「持ち物」前

年の決算書・申告書控 帳簿類 年金・保険等の納付書・払込証明書等 印鑑 税務署から届いた書類等 譲渡所得に関する相談を除く「問合せ先」日野市商工会(☎581・3666)、市産業振興課